

Ⅱ 指導上の基本的な考え方

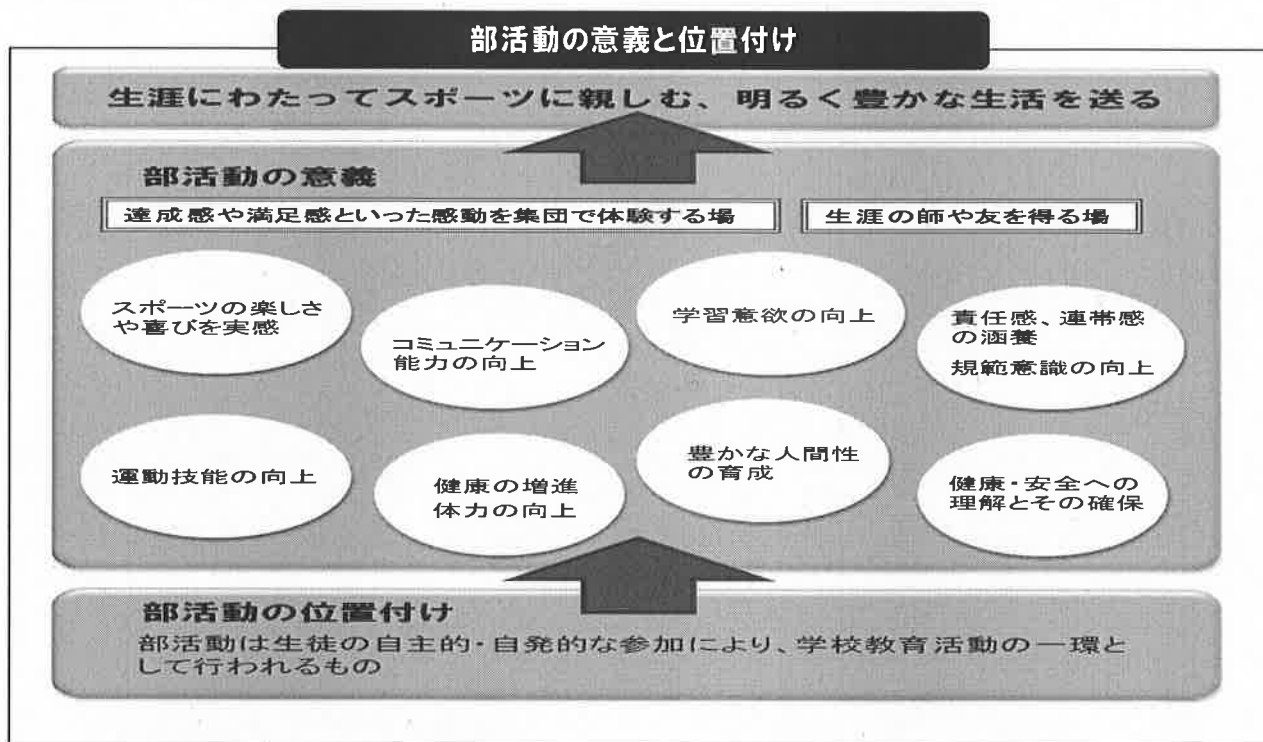
1 運動部活動の意義

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われており、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中でスポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

この運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、学級や学年を離れて生徒が自発的・自主的に活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師（顧問）との密接な触れ合いの場として大きな意義を有するものである。

これを学校教育活動に位置付け、顧問をはじめとして学校が関与することにより、生徒のスポーツ活動と人間形成を適切に支援するとともに、生徒の明るい学校生活を一層保障し、生徒や保護者の学校への信頼感をより高めることにつながっている。さらには、運動部の取組がその学校の一体感や愛校心を醸成するということも現に認められる。

2 運動部活動の位置付け



学習指導要領に明記

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする。

運動部の指導上の留意点

- 生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意すること。
- 生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。
- 生徒のバランスのとれた生活や成長のために休養日や練習時間を適切に設定すること。
- 生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導すること。

3 運動部活動の現状と課題

〔現状〕

運動部活動入部者数及び入部率等〔大分県〕

＜運動部活動入部率＞

	高等学校			中学校		
	設置部数	入部者数	県入部率	設置部数	入部者数	県入部率
平成26年度	935	13,542	43.5	1,463	21,813	67.9
平成27年度	913	13,997	45	1,463	21,320	67.9
平成28年度	956	13,821	44.8	1,513	20,785	66.7
平成29年度	961	14,002	43	1,474	20,479	67.6
平成30年度	964	13,883	43	1,432	19,709	66.5

＜指導者数・外部指導者数＞

	高等学校		中学校	
	指導者数	外部指導者	指導者数	外部指導者
平成26年度	1,389	133	2,031	597
平成27年度	1,406	129	1,954	584
平成28年度	1,406	150	2,020	587
平成29年度	1,405	142	1,987	645
平成30年度	1,433	130	1,927	600

〔課題〕

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われており、スポーツの楽しさや喜びを味わうとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな人間性の育成にも極めて効果的な活動である。しかし、時代の進行と社会の変化に伴い生徒の意識と価値観は多様化してきており、運動部活動をとり巻く環境には運動部活動を推進していくための課題となる要因が多々存在している。

(1) 生徒の安全確保と事故防止及び競技力や体力等の向上

○ 好ましい人間関係の育成

※ 信頼関係のもと、安全・安心を確保して実施することが必要

○ 適切な休養日の設定、適正な練習内容・練習時間・活動量での実施

〔スポーツ障害、バーンアウト、ドロップアウト等の防止〕

※ 特に、夏季期間中は、安全かつ効果的な活動となるよう、天候・気温・湿度への注意、生徒の体力や技能に応じた練習、適時の休憩や水分等の補給などが必要

○ 顧問の指導力の向上

〔コーチング力の向上、スポーツ外傷やスポーツ障害の防止〕

※ 合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の工夫による実施が必要

(2) 今後の部員数や教員(顧問)数の減少、顧問の高齢化等への対応

〔スポーツニーズへの対応〕

(3) 生徒の志向に対応した活動内容

〔競技志向と楽しみ志向の共存〕

(4) 地域との連携における運動部活動の在り方

〔総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域のスポーツ団体との連携など〕

4 運動部活動の留意事項

(1)適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要である。国のガイドラインにおいて、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間について「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」と示されていること等も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

<休養日及び活動時間の基準>

【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上の休養日を設ける。
- ※1日は、週休日（祝日を含む）を休養日とすることが望ましい。
- 活動時間は、原則、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- なお、高等学校は、学校の実態や特色及び競技種目の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。ただし、その場合にあっても、週に1日及び月に1日以上の週休日を完全休養日とする。

【中学校・高等学校共通の基準】

- 長期休業中は、上記の基準に加え、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定し、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、休養を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する。

(2)運動部活動と地域社会との連携

運動部活動は、学校教育活動の一環として、学級や学年を離れて生徒たちが自発的・自主的に活動を組織し展開されるものであり、生徒の体と心の発達や仲間づくり、教科を離れた教員との触れ合いの場として意義を有しているものである。

しかしながら、学校が全ての生徒に対して運動部活動への参加を義務づけ画一的に活動を強制したり、勝利至上主義的な考え方から休日もほとんどなく長時間にわたる活動を生徒たちに強制したりするような一部の在り方は改善を図っていく必要がある。

また、地域社会における条件整備を進めつつ、指導に際して地域の人々の協力を得るなど、運動部活動と地域社会との連携を深めていくことが望まれる。

なお、地域において活発なスポーツ活動が行われており、しかも学校に指導者がいない場合など、地域社会にゆだねることが適切かつ可能な場合にはゆだねていくことも必要である。

